

① 2025年度 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	112,635	保険契約準備金	5,251,508
現金	26	支払準備金	26,681
預貯金	112,609	責任準備金	5,200,978
コール口	84,000	契約者配当準備金	23,848
買入金銭債権	101,743	再保険借	54
有価証券	5,300,056	その他の負債	843,227
国債	1,907,872	債券貸借取引受入担保金	731,104
地方債	159,656	借入金	50,000
社債	926,158	未払法人税等	9,805
株式	482,288	未払金	1,695
外国証券	1,680,296	未払費用	14,466
その他の証券	143,783	前受収益	792
貸付金	708,204	預り金	657
保険約款貸付	19,299	預り保証金	8,647
一般貸付	688,904	金融派生商品	21,725
有形固定資産	213,844	金融商品等受入担保金	201
土地	127,019	リース債務	3,544
建物	83,564	仮受金	585
リース資産	2,751	その他の負債	3
建設仮勘定	62	役員賞与引当金	145
その他の有形固定資産	445	退職給付引当金	17,168
無形固定資産	14,753	価格変動準備金	143,293
ソフトウェア	14,026	繰延税金負債	35,392
リース資産	294	再評価に係る繰延税金負債	4,406
その他の無形固定資産	431	負債の部 合計	6,295,197
再保険貸	163,988	(純資産の部)	
その他の資産	38,660	資本金	62,500
未収金	4,838	資本剰余金	57,500
前払費用	3,921	資本準備金	1,000
未収収益	16,889	その他資本剰余金	56,500
預託金	1,284	利益剰余金	71,492
金融派生商品	5,865	利益準備金	16,396
金融商品等差入担保金	4,542	その他利益剰余金	55,096
仮払金	466	不動産圧縮積立金	365
その他の資産	853	繰越利益剰余金	54,730
前払年金費用	17,357	株主資本合計	191,492
貸倒引当金	△ 1,130	その他有価証券評価差額金	275,548
		繰延ヘッジ損益	△ 1,891
		土地再評価差額金	△ 6,232
		評価・換算差額等合計	267,424
		純資産の部 合計	458,916
資産の部 合計	6,754,113	負債及び純資産の部 合計	6,754,113

(貸借対照表注記)

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。

また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針

アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。

このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。

- ・一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分、無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険等を除くすべての保険契約
- ・一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険については、通貨別にすべての保険契約
- ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約
- ・利率変動型一時払保険資産区分については、すべての保険契約

3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。

5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。

リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。

6. 外貨建資産・負債（在外子会社等は除く。）は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。

なお、在外子会社等は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は206百万円であります。

8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理

10. 価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金
通貨スワップ	外貨建貸付金
為替予約、通貨オプション オプション	外貨建資産
信用取引	国内・外国株式、国内・外国上場投資信託、国内債券
先渡取引	国内・外国株式、国内・外国上場投資信託

(3) ヘッジ方針

資産運用に係るリスク管理の方針を踏まえた社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係るキャッシュ・フロー変動リスク及び価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析等の方法により、半期ごとにヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理等によっている金利スワップ、振当処理によっている通貨スワップ、ヘッジ対象資産とヘッジ手段が同一通貨の為替予約及び通貨オプション、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託をヘッジ対象とするオプション、信用取引及び先渡取引、国内債券をヘッジ対象とするオプションについては、有効性の評価を省略しております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。

13. 責任準備金

当事業年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

14. 保険料等収入

保険料等収入（再保険収入を除く。）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、当事業年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

15. 再保険収入

再保険収入は、再保険協約に基づき計上しております。

なお、当該再保険に付した部分に相当する責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立としております。

16. 保険金等支払金・支払備金

保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、当事業年度末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもの（以下「既発生未報告支払備金」という。）のうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

既発生未報告支払備金については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

17. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。

18. 収益認識

売上高にかわる経常収益の内訳は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）第3項により同会計基準適用対象外となる保険料等収入及び資産運用収益が大半であり、顧客との契約から生じる収益は重要性に乏しいため、記載を省略しております。

19. 重要な会計上の見積り

（1）責任準備金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

責任準備金 5,200,978百万円

責任準備金繰入額 49,287百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

「貸借対照表注記-13」に記載のとおりであります。

ロ. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

（2）退職給付に関する会計処理

①当事業年度の計算書類に計上した金額

前払年金費用 17,357百万円

退職給付引当金 17,168百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

退職給付債務及び退職給付費用は、将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算出しております。

なお、退職給付見込額の期間帰属方法については、「貸借対照表注記－９」に記載のとおりであります。

ロ. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等

数理計算上の計算基礎に関する事項は、「貸借対照表注記－34」に記載のとおりであり、主要な仮定である割引率や長期期待運用収益率等が変動した場合、前払年金費用及び退職給付引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 405百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

資産のグルーピング方法については、「損益計算書注記－９－(1)」に記載のとおりであります。

減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を損失として計上しております。

ロ. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等

減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、営業用資産については、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しており、投資用資産については、物件ごとの過去実績及び今後の収支見込みに基づき算出しております。

主要な仮定である保険営業活動から生じる損益や収支見込みが悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。

20. 未適用の会計基準等

(1) リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

①概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、I F R S 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、I F R S 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、I F R S 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、I F R S 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

②適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

(2) 金融商品会計に関する実務指針（移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

①概要

ファンドに組み入れた非上場株式を時価評価することにより、財務諸表の透明性向上と、投資家に対する情報開示の充実化を図ることを目的として、またその結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されることを期待して、企業会計基準委員会において、「金融商品会計に関する実務指針」の改正が行われました。

本改正では、一定の要件を満たす組合等への出資について、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式を時価評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができる定めが新設されました。当該定めを適用する場合、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価のうえ、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上し、減損処理については時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って行います。

②適用予定日

2027年3月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

21. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として収受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。

資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するE R M（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。

この考え方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。

なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。

また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。

有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引、通貨オプション取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。

デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。

なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ・通貨オプション、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融资執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理するE R M（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で徹底したリスク管理を実施しております。

なお、T & Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。

ロ. 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「V a R」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

ハ. 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してV a Rを用いたリスクの計量化を行い、

ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。

ニ. 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（以下「組合出資金等」という。）は、次表には含めておりません。（(注)を参照ください。）

また、現金及び預貯金、コールローン、債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①買入金銭債権	101,743	87,689	△14,053
イ. 有価証券として取り扱うもの	101,743	87,689	△14,053
・満期保有目的の債券	86,500	72,447	△14,053
・その他有価証券	15,242	15,242	—
ロ. 上記以外	—	—	—
②有価証券	5,270,340	4,756,664	△513,675
イ. 売買目的有価証券	215	215	—
ロ. 満期保有目的の債券	385,458	310,896	△74,561
ハ. 責任準備金対応債券	1,987,496	1,548,383	△439,113
ニ. その他有価証券(*1)	2,897,170	2,897,170	—
③貸付金	707,551	673,552	△33,999
イ. 保険約款貸付(*2)	19,299	20,282	983
ロ. 一般貸付(*2)	688,904	653,269	△34,982
ハ. 貸倒引当金(*3)	△652	—	—
資産計	6,079,635	5,517,906	△561,728
借入金	50,000	48,587	△1,412
負債計	50,000	48,587	△1,412
金融派生商品(*4)	(15,859)	(15,859)	—
・ヘッジ会計が適用されていないもの	(122)	(122)	—
・ヘッジ会計が適用されているもの	(15,736)	(15,736)	—

(*1) 一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(*2) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(*3) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は貸借対照表に計上されている金額を記載しております。

また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一体として処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

(注) 当事業年度末において、市場価格のない株式等（非上場株式等）及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「②有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
関連会社株式（非上場株式）(*1)	4,777
その他有価証券	24,939
非上場株式等(*1)	15,993
組合出資金等(*2)	8,945

(*1) 非上場株式等については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	14,067	1,174	15,242
その他有価証券	—	14,067	1,174	15,242
有価証券(*)	1,147,676	1,163,526	—	2,311,203
売買目的有価証券	—	215	—	215
その他の証券	—	215	—	215
その他有価証券	1,147,676	1,163,311	—	2,310,987
公社債	373,856	312,868	—	686,724
国債	316,526	—	—	316,526
地方債	—	15,781	—	15,781
社債	57,330	297,086	—	354,416
株式	474,201	—	—	474,201
外国証券	242,018	823,572	—	1,065,590
外国公社債	86,196	149,251	—	235,448
外国その他の証券	155,822	674,320	—	830,142
その他の証券	57,599	26,870	—	84,470
金融派生商品	—	5,865	—	5,865
通貨関連	—	1,321	—	1,321
株式関連	—	4,543	—	4,543
資産計	1,147,676	1,183,459	1,174	2,332,310
金融派生商品	—	21,725	—	21,725
通貨関連	—	21,411	—	21,411
株式関連	—	313	—	313
負債計	—	21,725	—	21,725

(*) 一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託については上記表に含めておりません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	72,447	—	72,447
満期保有目的の債券	—	72,447	—	72,447
有価証券	1,267,021	592,258	—	1,859,279
満期保有目的の債券	180,536	130,359	—	310,896
公社債	179,618	106,651	—	286,269
国債	179,146	—	—	179,146
地方債	—	33,432	—	33,432
社債	472	73,218	—	73,690
外国証券	917	23,708	—	24,626
外国公社債	917	23,708	—	24,626
責任準備金対応債券	1,086,485	461,898	—	1,548,383
公社債	1,066,987	446,443	—	1,513,431
国債	1,056,857	—	—	1,056,857
地方債	—	78,184	—	78,184
社債	10,130	368,259	—	378,389
外国証券	19,497	15,454	—	34,951
外国公社債	19,497	15,454	—	34,951
貸付金	—	—	673,552	673,552
保険約款貸付	—	—	20,282	20,282
一般貸付	—	—	653,269	653,269
資産計	1,267,021	664,705	673,552	2,605,278
借入金	—	—	48,587	48,587
負債計	—	—	48,587	48,587

③時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

買入金銭債権

有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは、有価証券と同様の方法によっております。

有価証券

上場株式は市場における相場価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できる場合はレベル1の時価に分類しております。

債券は観察可能な取引価格等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できる場合はレベル1、観察可能な取引価格等を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。取引価格等が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等により時価を算定しております。算定に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、信用リスクのプレミアム等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

また、投資信託は市場における相場価格又は業界団体や投資信託委託会社が公表する基準価額等を時価としており、市場における無調整の相場価格を利用できる場合はレベル1、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

貸付金

保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から生成した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。

変動金利による一般貸付は、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

固定金利による一般貸付は、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は当事業年度末における貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としており

ます。

これらの取引については、観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

借入金

元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び当社の信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

金融派生商品

イ. 為替予約取引は、先物為替相場等を使用しており、レベル2の時価に分類しております。

ロ. 株価指数先物取引、株式先渡取引、株価指数オプション取引、個別株式オプション取引、債券先物取引、債券オプション取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引については、市場における相場価格又は観察可能な市場データに基づき算定された価格等を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できる場合はレベル1の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

④時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

イ. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	割引現在価値法	割引率	3.11%	3.11%

ロ. 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券
期首残高	1,299
当事業年度の損益又は純資産の部	△33
損益に計上(*1)	—
純資産の部に計上(*2)	△33
購入、売却、発行及び決済の純額	△91
レベル3の時価への振替	—
レベル3の時価からの振替	—
期末残高	1,174
当事業年度の損益に計上した額のうち当事業年度末において保有する金融資産及び負債の評価損益(*1)	—

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 貸借対照表の純資産の部「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

ハ. 時価評価のプロセスの説明

時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性の運用状況について確認しており、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

ニ. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権及び有価証券の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、国債金利と信用リスクのプレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(4) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす一部の投資信託については、「(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の開示を行っておりません。当該投資信託の貸借対照表における金額は金融資産586,182百万円であります。

①投資信託財産が金融商品である投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	その他有価証券
	外国その他の証券
期首残高	463,981
当事業年度の損益又は純資産の部	54,058
損益に計上(*1)	26,212
純資産の部に計上(*2)	27,846
購入、売却及び償還の純額	27,137
当事業年度に投資信託の基準価額を時価と見なすこととした額	—
当事業年度に投資信託の基準価額を時価と見なさないこととした額	—
期末残高	545,178
当事業年度の損益に計上した額のうち当事業年度末において保有する投資信託の評価損益(*1)	2,657

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 貸借対照表の純資産の部「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②当事業年度末における投資信託財産が金融商品である投資信託の解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

	その他有価証券
	外国その他の証券
解約又は買戻請求の申込可能日の頻度等に制限があるもの	511,392
上記以外	33,785
合計	545,178

③投資信託財産が不動産である投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	その他有価証券
	その他の証券
期首残高	40,155
当事業年度の損益又は純資産の部	848
損益に計上(*1)	—
純資産の部に計上(*2)	848
購入、売却及び償還の純額	△0
当事業年度に投資信託の基準価額を時価と見なすこととした額	—
当事業年度に投資信託の基準価額を時価と見なさないこととした額	—
期末残高	41,004
当事業年度の損益に計上した額のうち当事業年度末において保有する投資信託の評価損益(*1)	—

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 貸借対照表の純資産の部「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

22. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当事業年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は140,013百万円、時価は207,806百万円であります。

なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。

23. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,245,766百万円であります。

24. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、39百万円であり、それぞれの内訳は次のとおりであります。

(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は16百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、0百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

- (2) 債権のうち、危険債権額は2百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

- (3) 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

- (4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 有形固定資産の減価償却累計額は123,932百万円であります。

26. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、222百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

27. 関係会社に対する金銭債権の総額は44,972百万円、金銭債務の総額は53,863百万円であります。

28. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	23,546百万円
当事業年度契約者配当金支払額	14,311百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	14,612百万円
当期末現在高	23,848百万円

29. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。

30. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）1,357,181百万円及び有価証券（外国証券）123,456百万円であります。

また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金731,104百万円であります。

なお、上記有価証券（国債）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券840,091百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券282,218百万円を含んでおります。また、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券50,401百万円及び有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券73,054百万円を含んでおります。

31. 貸付金に係るコミットメント契約の総額は4,000百万円であり、融資未実行残高は4,000百万円であります。

32. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

33. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は489百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は736,216百万円であります。

34. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

- (2) 確定給付制度

- ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	49,532百万円
勤務費用	1,694百万円
利息費用	791百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△7,700百万円
退職給付の支払額	<u>△2,062百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>42,256百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	39,846百万円
期待運用収益	804百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,102百万円
事業主からの拠出額	1,675百万円
退職給付の支払額	<u>△983百万円</u>
期末における年金資産	<u>42,445百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	25,087百万円
年金資産	<u>△42,445百万円</u>
	<u>△17,357百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	<u>17,168百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△189百万円</u>

退職給付引当金	17,168百万円
前払年金費用	<u>△17,357百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△189百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	1,694百万円
利息費用	791百万円
期待運用収益	△804百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>△8,802百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△7,120百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

生命保険一般勘定	40.2%
債券	24.2%
外国証券	16.8%
株式	8.6%
共同運用資産	5.5%
不動産	<u>4.7%</u>
合計	<u>100.0%</u>

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	一時金 2.9%、年金 3.4%
長期期待運用収益率	2.02%

35. 関係会社の株式は、4,777百万円であります。

36. 繰延税金資産の総額は、87,509百万円、繰延税金負債の総額は、117,434百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、5,467百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金41,411百万円、保険契約準備金25,602百万円及び退職給付引当金4,600百万円であります。また、繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金109,778百万円であります。

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。

株式会社T&Dホールディングスを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

37. 1株当たりの純資産額は、183,566円62銭であります。

② 2025年度

2025年4月1日から

2026年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常収益等	入料	983,087	1,279,966
保険料	料	649,130	
再保険	収入	333,956	
資産運用	収益	274,332	
利息及び配当金等	収入	163,313	
預貯金	利息	47	
有価証券	・配当	140,995	
貸付金	利息	9,661	
不動産	貸料	10,520	
その他の利息配当	金	2,089	
有価証券	売却	102,237	
倒引当金	差	8,333	
その他の運用	収入	359	
特別勘定	資産運用	52	
その他の経常	収益	36	
年金特約	取扱	22,547	
年保退職給付	受入金	144	
その他の経常	収入	10,645	
	金	9,919	
	額	1,837	
経常費用等	支払	873,554	1,163,378
保険金	金	76,022	
保年給	金	264,637	
解約	付返	90,983	
その他の返	戻	345,579	
再任準備金	金	96,036	
責任準備金	等	294	
支払準備金	繰入	51,303	
支責任準備金	繰入	2,014	
契約者配当金	繰入	49,287	
資産運用	積立	0	
支有価証券	利息	109,697	
有価証券	費用	5,220	
金融派生商品	却損	72,760	
貸付金	評価	89	
その他の運用	費用	21,045	
	却費	3,620	
	費用	6,960	
事業経常	費用	97,743	
その他の経常	費用	31,080	
保稅減	据置	13,255	
その他の経常	支払	8,972	
	金	6,403	
	費用	2,448	
経常利益			116,588

(単位：百万円)

科 目										金 額	
特 別 利 益	特 別 損 失	固 定 資 産	固 定 資 産	等 処 分 益	等 処 分 損 失	減 価 償 却 損 失	備 用 金 繰 入 額	繰 入 額	繰 入 額	963	963
										25,004	29,691
										405	
										2,623	
										1,656	
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		14,612
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		73,248
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		19,897
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		1,088
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		20,986
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		52,262

(損益計算書注記)

1. 1株当たりの当期純利益は、20,905円09銭であります。
2. 関係会社との取引による収益の総額は4,215百万円、費用の総額は4,540百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,384百万円、株式等72,211百万円、外国証券27,641百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券28,378百万円、株式等355百万円、外国証券44,026百万円であります。
5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等77百万円、外国証券11百万円であります。
6. 金融派生商品費用には、評価損が4,512百万円含まれております。
7. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は34百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、310,289百万円であります。
8. 固定資産等処分損には、太陽生命ローン債権の売却損24,913百万円（諸経費込み）を含んでおります。
9. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 資産をグルーピングした方法
保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産（営業用資産）グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産（投資用資産）グループとしております。
 - (2) 減損損失の認識に至った経緯
一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
 - (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	種類	場所等	減損損失		
			土地	建物等	計
賃貸不動産等	土地及び建物	秋田県秋田市 など5件	199	205	405

- (4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額は原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。